二　身体障害者福祉法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　身体障害者手帳の交付を受けた者が、同一の都道府県の区域内において居住地を移したときであって、介護保険法第八条第一一項に規定する特定施設等（2において「介護保険特定施設等」という。）に入所又は入居したときは、同一の都道府県の区域内において居住地を移した旨の都道府県知事への届出を要しないこととした。

2　身体障害者手帳の交付を受けた者が、他の都道府県の区域に居住地を移したときであって、介護保険特定施設等に入所又は入居したときは、他の都道府県の区域に居住地を移した旨の都道府県知事への届出を要しないこととした。

3　身体障害者手帳の交付に関する経過措置について所要の規定の整備を行うこととした。

三　地方自治法施行令の一部改正関係（第三条関係）

都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市及び中核市が処理する児童福祉に関する事務から、情報の提供に関する事務を除くこととした。

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正関係（第五条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付が行われる場合における身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び身体障害者福祉法施行令の規定の適用に関する読替えについて所要の改正を行うこととした。

五　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第七二号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　所得税における扶養控除の見直しに伴い、国民年金法第三六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給停止に係る所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しない者については、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（第五条の四第一項及び第二項関係）

2　国民年金の保険料の免除に係る所得基準額の算定等において、1に準じた改正を行うこととした。（第六条の七及び第六条の八の二～第六条の九の二関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

老齢福祉年金の支給停止に係る所得基準額の算定において、一の1に準じた改正を行うこととした。（第五二条第一項関係）

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

特別障害給付金の支給制限に係る所得基準額の算定において、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二条第一項及び第二項関係）

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の支給に係る所得基準額の算定等において、一の1に準じた改正を行うこととした。（第八条及び第一九条第一項関係）

五　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十一号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十八号中「置かれる」の下に「情報システム・セキュリティ統括官並びに」を加える。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十二号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表久喜簡易裁判所の項中「久喜市」を「さいたま市浦和区」に改め、同表新潟簡易裁判所の項中「新潟市中央区」を「新潟市」に改め、同表新津簡易裁判所の項中「新潟市秋葉区」を「新潟市」に改め、同表亀岡簡易裁判所の項中「亀岡市」を「京都市上京区」に改め、同表宇陀簡易裁判所の項中「宇陀市」を「大和高田市」に改め、同表荒尾簡易裁判所の項中「荒尾市」を「玉名市」に改め、同表高森簡易裁判所の項中「熊本県阿蘇郡高森町」を「阿蘇市」に改め、同表大口簡易裁判所の項中「伊佐市」を「姶良市」に改め、同表西都簡易裁判所の項中「西都市」を「宮崎市」に改め、同表高千穂簡易裁判所の項中「宮崎県西臼杵郡高千穂町」を「延岡市」に改め、同表男鹿簡易裁判所の項中「男鹿市」を「秋田市」に改め、同表鹿角簡易裁判所の項中「鹿角市」を「大館市」に改め、同表角館簡易裁判所の項中「仙北市」を「大仙市」に改め、同表中頓別簡易裁判所の項中「北海道枝幸郡枝幸町」を「名寄市」に改め、同表鳴門簡易裁判所の項中「鳴門市」を「徳島市」に改める。